

部局名	農業委員会事務局	政策目標	14 農地の適正で有効な利用を図る
-----	----------	------	-------------------

1. 総合計画基本構想のまちづくりの目標体系における位置づけ

①基本理念	4 人々が行きかい 自然と共生する便利で快適な まちづくり
②政策目標	14 農地の適正で有効な利用を図る
③施策目標	農地の適正で有効な利用を図る

2. 政策目標における達成方針等

目指すべき将来像
目標達成に向けたこれまでの達成方針
<p>▼法人参入の拡充や新規就農者受け入れ支援及び農地情報の提供により、耕作放棄地の解消を図る。</p> <p>▼多様化する農業委員会への議案に的確に対応するため、関係法令の研修や専門知識の習得を行う。また、農業委員会総会の適切な運営を図るため、農地等の権利移動、農地転用などの農地法関係業務を適切に実施する。</p> <p>▼農地情報の管理だけでなく、遊休農地対策や農地の利用状況調査・担い手育成等の農地行政の基礎資料である農地基本台帳の整備・保管を行うとともに、その精度向上のため、固定資産税課税台帳と住民基本台帳との照合を行い、電子化を図る。</p>

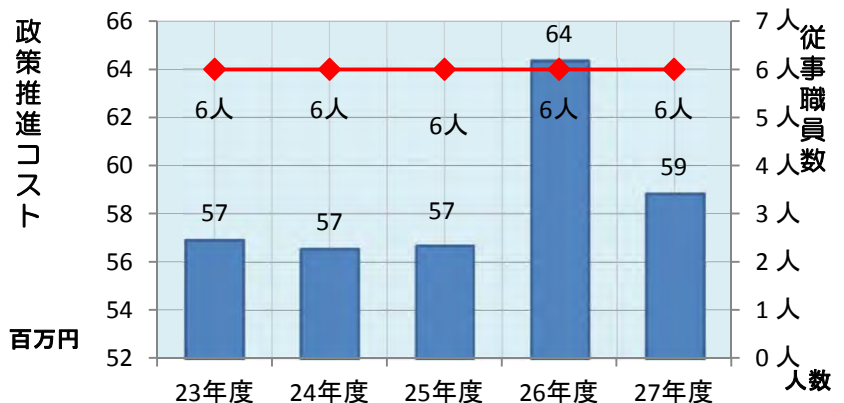
3. 政策推進コスト

(単位：事業、職員コスト 千円/職員数人)

一般会計決算額：A	23年度 決算額 62,908,737	24年度 決算額 62,225,457	25年度 決算額 62,578,726	26年度 予算額 67,470,000	27年度 計画額 68,455,000
政策推進コスト：B (=C+D)	56,917	56,550	56,674	64,348	58,831
対前年度比(増減率)	3.27%	-0.64%	0.22%	13.54%	-8.57%
決算額に占める割合(B/A)	0.09%	0.09%	0.09%	0.10%	0.09%
事業実施コスト：C	12,424	12,057	12,181	19,855	14,338
財源内訳	特定財源				
	国県支出金	1,241	1,319	1,319	7,466
	地方債				
	その他	225	205	219	160
一般財源	10,958	10,533	10,643	12,229	12,902
従事職員概算コスト：D	44,493	44,493	44,493	44,493	44,493
庁内全従事職員数	2173人	2172人	2165人	2207人	2207人
庁内全従事職員に占める割合	0.28%	0.28%	0.28%	0.27%	0.27%
従事職員数	6人	6人	6人	6人	6人
その他	常勤職員	5人	5人	5人	5人
	再任用職員				
	臨時職員				
	非常勤嘱託職員・非常勤嘱託職員	1人	1人	1人	1人

(行政経営の展開による視点等)

▼一般会計決算額に占める政策推進コスト割合は、0.09%で他の部局に比べ小さくなっている。▼農地転用許認可事務は、事前相談を含め、審査内容も複雑化しており、また農業委員立ち合いによる現地調査、県職員との打ち合わせ、農地パトロール等があり、非常勤嘱託職員1名を活用して少人数で処理している。▼農地基本台帳の法定化に伴い、台帳の電子整備化、インターネットによる農地情報の公開、国の一元的電子マップシステム導入や中間管理機構による委託事業、日本型直接支払制度等業務が予定されており、業務量が增大している。



4. 政策目標達成に向けた取り組みの評価

<p>①政策目標達成に向けた指標の進捗状況</p>	<p> <input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 遅れている <input type="checkbox"/> 大きく遅れている 27年度目標値達成可能 27年度目標値達成困難 </p>
<p>②これまでの取り組みと成果</p>	<p> 【①政策目標の達成状況及び効果の状況】 ▼平成21年12月から改正農地法が施行され、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等により優良農地の確保を図ることを目指して運営している。 ▼事務管理については、農地法に基づく届出・申請等及び農地関連法による届出等については、農業委員会総会で審議することとなっているが、21年度以降は却下処分はなく、総会において全て承認されていることから適正に審査を行っている。 ▼遊休農地については、平成23年度からは農業委員が利用状況調査を実施し、遊休農地の解消を図るよう指導している。また、農業水産課と連携し、農業経営基盤強化促進法による新規就農者への利用権設定や特定農地貸付法による市民農園開設など耕作放棄地発生予防にも取り組んでいる。平成25年度には、遊休農地26.9haのうち2haを目標として2.2haの減少をした。ただし、農業委員会としての農地の斡旋については、売買や賃借についての抵抗があり期待する成果が得られていない。 ▼違反転用については、早期発見、是正指導に努め、平成21年以降に発生した2件について、施工業者及び地権者と何度も接触して違反解消是正に神奈川県とともに取り組んでいる。 ▼23年度から25年度の遊休農地面積は、27～28haと横ばい状況であり、高齢化、担い手不足による遊休農地の増加を見込んだ27年度の28.9ha目標に向け引き続き遊休農地の解消に努めて行く。 【②戦略的な政策展開の状況】 ▼高齢化、担い手不足による耕作放棄地の増加を防ぎ、優良農地を保全するためには、意欲ある農業者や新規就農者への農地の斡旋、貸し借り等農地情報の把握管理が不可欠である。そのために、農地基本台帳を電子システム化して農地情報を効率的に管理するとともに、台帳の法定化に伴う農地情報のインターネットによる公表や中間管理機構による貸し借り情報や地図情報にも対応できるシステムを導入して行く。 </p>
<p> ③課題認識とその解決に向けた取り組みの視点 1. 安全安心の強化 2. 少子高齢化への対応 3. 地方分権への対応 4. 評価結果への対応 </p>	<p> ▼耕作放棄地の増加は、近隣農地への被害や火災、不法投棄を誘発するため、農業委員を中心に農地パトロールを実施し農地の状況を把握して、農地の適正管理を地権者に指導する。 ▼高齢化、担い手不足による耕作放棄地の増加を防ぐために、農地の貸借や意欲ある農業者や新規就農者へのあっせん等により農地の有効利用を図るとともに、農地転用申請に対し農地法の許可基準を適正かつ厳格に適用することにより、優良農地の保全と経営の安定を図る。 ▼地方分権が進められるなか、地域の実情に応じた自治体の独自性が求められている。農地を無秩序な開発から守り効率的な利用を図るため、3市1町の広域で組織する湘南地区農業委員会連合会での職員合同研修などにより体制を強化し、農地を農地以外のものにするに対する転用制限を設けている農地法の主旨に基づき、適正で有効な利用を図る。 ▼農地の有効利用をはかるためには、農地情報の把握が必要であるため農地基本台帳を整備する。 ▼違反転用された農地が一担貸借契約等に基づき事業者等に貸し出されると改善されるまでに時間を要することから、契約解除を含めて強く働きかけ、違反であることを理解してもらうとともに、農業委員や関係課、神奈川県と強く連携して是正に努める。 </p>
<p>④新たな指標設定の有無</p>	<p> <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 指標名 () 指標設定の考え方 </p>

5. 個別審議会等からの評価・意見等

<p>▼特になし</p>

6. 政策目標の達成状況

指標名		目標設定の考え方							
耕作放棄地面積		耕作放棄地の解消策が効果的に実施できているかを測ります。 耕作放棄地面積は、平成17年度では、37ha、平成21年度では、47haと毎年2.5haの増となっています。今後も同程度の増加が見込まれますが、耕作放棄地の解消策として耕作放棄地解消ボランティアの活動支援、県農業サポーター制度農地の手配により毎年2.0haの農地復元を見込み、耕作放棄地面積52.5haを目標としました。							
	17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度
目標値	37ha	47ha	—	—	—			50.0ha	52.5ha
実績値	—	47.1ha	44.7ha	26.9ha	28ha	27.6ha			
対27年度		94.2%	89.4%	53.8%	56.0%	55.2%		100.0%	105.00%
指標の達成状況等分析									
耕作放棄地面積については、耕作放棄地全体調査から農地法の改正により調査方法が変更され、平成23年度から農業委員による農地利用状況調査の実施により把握している。そのため平成22年度までと平成23年度以降の比較ができないが平成23年度の耕作放棄地面積は、26.9ha、平成24年度は、28ha、平成25年度は、27.6haとなっており、年度による差異はあるが年0.5haの増加という指標内で進捗している。 今後も後継者不足や農業者の高齢化などにより年2.5haの増加が想定されるが、農業水産課やJAなどとも連携し農地の賃貸や意欲ある農業者、新規就農者へのあっせん等により毎年2.0haの農地復元を見込み、平成32年度の目標値を31.4haとし、優良農地の保全を図っていく。									

7. 政策目標を支える施策目標の状況

(単位：事業、職員コト 千円/職員数 人)

農地の適正で有効な利用を図る				担当課名						
政策的事業数	0件	定例的・定型的事業数	12件	職員数	常勤	5人	その他	1人		
施策目標の達成に向けた取り組み方針										
農地の適正で有効な利用を図る										
一般会計	20年度 決算額	21年度 決算額	22年度 決算額	23年度 決算額	24年度 決算額	25年度 決算額	26年度 予算額	27年度 計画額		
施策推進コスト	55,475	55,288	55,114	56,917	56,550	56,674	64,348	58,831		
対前年度比(増減率)		-0.34%	-0.31%	3.27%	-0.64%	0.22%	13.54%	-8.57%		
部局内での割合	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%		
事業実施コスト	11,967	11,780	11,606	12,424	12,057	12,181	19,855	14,338		
従事職員概算コスト	43,508	43,508	43,508	44,493	44,493	44,493	44,493	44,493		
常勤職員数	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人		
その他の職員				1人	1人	1人	1人	1人		
施策目標の達成状況を測る指標				指標設定の考え方						
耕作放棄地面積				耕作放棄地面積は、農業者の高齢化や後継者不足などから、年2.5ha程度の増加傾向を示しています。 耕作放棄地に対する農業水産課による有効利用策の効果的な推進、農業委員による是正指導、意欲ある農業者への農地のあっせん等により、年平均2.0haの農地復元・防止を見込み、増加面積について年0.5haを目標としました。						
	17年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	
目標値				26.9ha				28.9ha		
実績値	37ha	47ha	44.7ha	26.9ha	28ha	27.6ha	-	-	-	
対27年度	130.3%	165.5%	157.4%	94.7%	98.6%	97.2%		100.0%		
施策目標達成状況における分析・課題認識・今後の取り組みなど										
耕作放棄地全体調査から農地法の改正により調査方法が変更され、平成23年度から農業委員による農地利用状況調査を実施している。そのため平成22年度までと平成23年度以降の調査方法が変更されたため、第2次実施計画において目標値の変更を行った。平成23年度の耕作放棄地面積は、26.9ha、平成24年度は、28ha、平成25年度は、27.6haとなっており年度により増減あるものの目標値内で推移している。 今後も農業者の高齢化や後継者不足等により耕作放棄地面積の増加が見込まれるが、農地の賃貸や意欲ある農業者、新規就農者へのあっせん等を関係団体等とも連携して推進するとともに、農地基本台帳の電子データ化を図り、新たに設置される「農地管理中間機構」と協力して情報提供を行う。										